

学ぼう！使おう！学校での著作権活用セミナー
文部科学省後援、授業目的公衆送信補償金共通目的基金事業

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会全体研修会

著作権制度の概要と 学校での著作物利用の注意点

2025年5月8日

高樹町法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 唐津真美

本日のテーマ

- 学校教育に関する著作権の基本
 - 著作物を活用する時に知っておくと安心のルール
 - 校務運営全般に参画する事務職員の皆さんにとって
重要な区分⇒授業目的利用か授業目的以外か
 - この使い方は大丈夫？～事前質問も踏まえて
- ⇒ 「これは大丈夫？」というアンテナを持つことが大切！

著作物とは

法律上の定義：「思想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

- 著作物＝創意的な“表現”（単なるアイデアは著作物ではない）
- 「著作権」＝著作者が自分の作品に対して持つ権利
- 著作物の例 ①小説・脚本・講演など ②音楽 ③舞踏（振付）
④美術 ⑤建築 ⑥図形 ⑦映画（動画） ⑧写真 ⑨プログラム

著作物ではない情報 (原則として自由に利用できる情報)

- 事実やデータ: 昨年の交通事故の死者数 東京タワーの高さ 歴史上の出来事など
- アイデアや考え方: 「おいしいオムレツの作り方」や「一夜漬けで点数が取れる暗記法」というアイデア
- 定型的な表現: 「こんにちは」や「ありがとう」という挨拶や、「今年の夏は暑いですね」といったありふれた言葉
- 著作物でも、保護期間(原則は死後70年)が終わると自由に利用可

著作権の中身

- 著作者（著作権者）の権利： 著作権（財産権）・著作者人格権
- 著作隣接権（実演家・レコード製作者・放送事業者の権利）

- 著作権（財産権）の種類：原則として**権利者に無断で以下の利用はできない**
 1. 複製権
 2. 上演権・演奏権
 3. 上映権
 4. 公衆送信権・公の伝達権
 5. 口述権
 6. 展示権
 7. 頒布権
 8. 譲渡権
 9. 貸与権
 10. 翻訳権・翻案権など
 11. 二次的著作物の利用権

「公に」「公衆」：不特定多数・特定多数・不特定少数 * **特定少数は含まない**

著作権の中身(利用行為の分析)

文化祭でみんなで合唱する (演奏)



合唱の様子を録画する (複製)



録画した合唱を教室で鑑賞する (上映)



録画を、生徒・保護者が見られるようにアップする(公衆送信)



映像をDVDにして記念品として生徒に配布する (複製)

事前質問から

- 生徒が作成する横断幕やポスターにアニメやゲームのキャラクター(著作物)が描かれるとき、違反にならないか。また、描かれた横断幕等がホームページや学校だよりに掲載されてしまうとき、違反にならないのか。
 - ⇒ ① 横断幕を作成する
 - ② 横断幕がホームページに掲載される
 - ③ 横断幕が学校だよりに掲載される
- の各利用行為について検討する必要がある（内容は後述）

著作権者は誰か

- 著作権は、著作物を創作した人に帰属 * AIが作った作品は？
- 職務著作: 会社に勤務している人が、会社の業務で著作物を作った場合は、その会社が「著作者」になり、その会社が「著作権」を保有
- 映画の著作物: 映画監督や撮影監督などが「著作者」
制作費を出す映画製作者(映画会社や製作委員会など)が「著作権」を保有
- 放送番組: 放送事業者が「著作隣接権」という権利を保有

著作権の保護期間

- 著作権の保護期間は、原則として著作者の生存年間及びその死後70年間
- 例外：
 - 無名・変名の著作物: 公表後70年
(死後70年経過が明らかであれば、その時点まで)
 - 団体名義の著作物: 公表後70年
(創作後70年以内に公表されなかつたときは、創作後70年)
 - 映画の著作物: 公表後70年
(創作後70年以内に公表されなかつたときは、創作後70年)

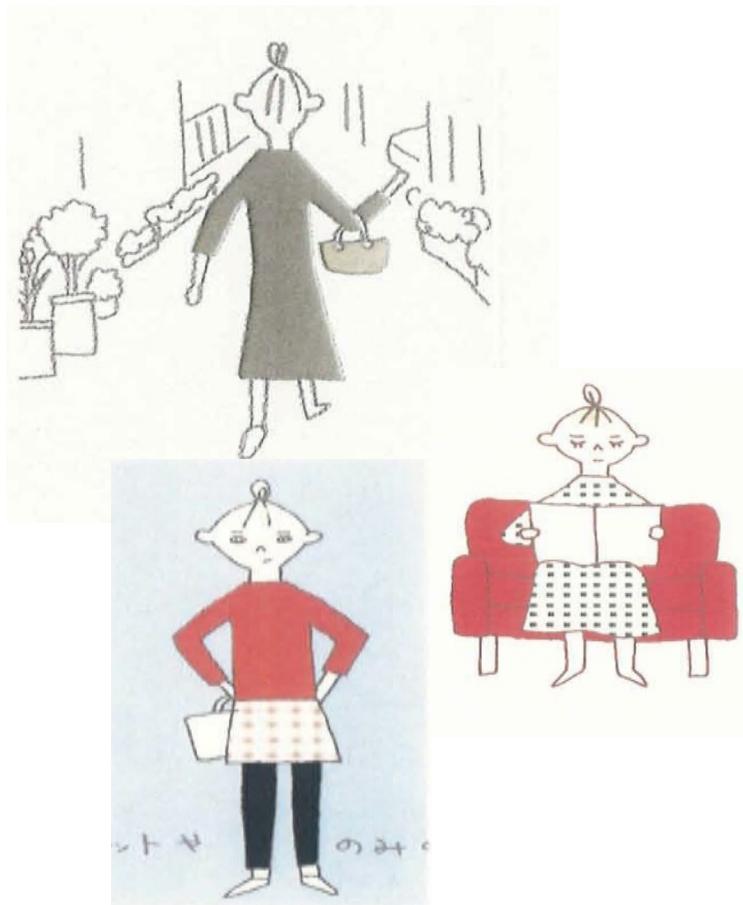
翻案権侵害：パクリが違法になる場合

- たとえばイラストの翻案権侵害
 - 元の作品と自分の作品が類似しているかどうか
 - 元の作品を参考にして作成したか
 - 違法になるくらいに「類似している」とは、表現の中で、独自性やオリジナリティがある部分が類似していること
 - でも実際の判断は難しい
- ⇒ 特に学校外に公表する場合は、他人の作品をマネしない、オリジナルなものにすることが基本！

著作権侵害が認められた事例



著作権侵害が認められなかった事例



著作権侵害が認められなかつた事例



権利制限規定：許可なく使える場合

- 原則：著作物の利用には著作権者の許諾が必要
- 著作権を原則通りに適用するとかえって弊害があるような場合に例外規定を設けている = 権利制限規定
 - *著作権者の許諾を得なくとも使える場合
- 著作権法には多くの制限規定がある
- 新技術やサービスに応じて法改正される

私的利用目的の複製等(30条)

- 個人的又は家庭内その他これに準じる限られた範囲で使うために
- 使用する本人は、コピー・写真撮影・録音・録画・翻案などできる
- 公衆送信(アップロード)は含まれない
- 例外:ダウンロード違法化 * 海賊版の深刻な問題

私的利用目的の複製等(30条)

- 録音録画やダウンロードは「複製」、でも私的利用目的ならば許諾は不要
- 私的利用：例えば、ダウンロードした動画を家族に見せたり、友達と一緒に音楽を聴いて歌ったりすることはOK
- 自分が見る目的でも、映画館で映画を録画したり、海賊版と知っていてダウンロードすることは、違法
- 著作物をSNSなどの媒体を通じて一般の人々に提供することは、私的利用目的でも、原則として著作権侵害

引用(32条)

- 引用: 人の作品を自分の作品にひいてきて紹介すること
- 適法な引用として認められるための要件
 - ① 公表作品であること
 - ② 明瞭な区別
 - ③ 主従関係
 - ④ 関連性
 - ⑤ 出典の明記 * 引用元がわかるように、URLや書籍名を明記

付随対象著作物の利用(写り込み・写し込み) (30条の2)

- 主たる被写体に付随して写り込む事物・音に係る著作物
(付随対象著作物)
- 軽微な構成部分 * 分離困難であることは必要ない
- 正当な範囲における利用
⇒ 複製伝達行為に伴い、どのような方法も利用できる
(複製・演奏・上映・公衆送信等)

検討過程における利用(30条の3)

- 著作権者の許諾を受けて著作物を利用しようとする者であること
- 許諾を受ける検討の過程において著作物を利用すること
- 著作物の利用範囲が検討過程で必要な限度内であること

学校その他の教育機関における複製等(35条)

- 非営利の教育機関(小・中・高・大学など)で
- 授業の過程で必要がある場合は
- 教師や生徒・学生が自ら複製することは基本的にOK

授業目的公衆送信補償金制度

(1) 概要

平成30年改正以前：対面授業と同時配信するオンライン授業以外のオンライン授業は35条の対象外

- 対面授業と同時配信ではなく録画を配信
- 授業前に授業資料をメールやオンラインで配布
- 対面授業が行われずオンラインでのみ授業が行われる場合

平成30年改正⇒**授業目的公衆送信補償金制度**

- 指定管理団体への補償金の支払いを条件として上記行為が可能に

(2) 管理団体

- 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS サートラス)
- 指定管理団体は全国で1個(同条同項)
- 補償金は指定管理団体のみを通じて徴収され、権利者に分配される
- 補償金の支払い義務を負う者：学校法人等、教育機関の設置者(35条2項)
設置者による支払いがあれば、教員その他の担当者は権利処理を気にせずに公衆送信できる。

(3) 補償金規程

- 第3条：授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、補償金算定対象者の数に一人当たりの補償金額（年額）を乗じ得た額とする
- 補償金算定対象者：在学者のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者
⇒ 学生一人当たりの補償金額（年額）に、年 1 回報告する補償金算定対象者の人数を乗じる
- 支払いに関する教育機関側の手続き的負担の軽減

(4) 利用報告

- 調査の精度と教育現場への負担とのバランスを勘案し、期間を限定したサンプル方式による利用報告を導入
- 2023年度の対象は(大学は学部単位)は約1,200校
報告期間は各校とも原則として1か月間(対象月はSARTRASが指定)。
- 「第三者の著作物を送信(アップロード)した場合を報告(35条に基づく場合)
- 学校がSARTRASに利用を報告する方法
 1. SARTRASのホームページにアクセスし、ログイン、「利用報告」をクリック
 2. 利用報告書をダウンロードし、必要事項を記入
 3. 記入した利用報告書をSARTRASに提出

35条が適用されるための条件

(1) 学校その他の教育機関（非営利）

非営利の教育機関であること

▶学校運営の範囲においては株式会社にも適用される

「授業目的公衆送信補償金規程」において例示されている教育機関

▶幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、専修学校、各種学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ、省庁等大学校、職業能力開発施設、社会教育施設、教育センター

予備校、塾、カルチャースクールは非営利の教育機関には該当しない

(2) 教育担当者・授業を受ける者

- 教育機関における教育担当者とその授業を受ける者(児童・生徒・学生・院生)による行為であることが必要
- 総合的な学習の時間等において、児童・生徒が調べ学習などの成果を資料にまとめクラス内に配付するような学習形態も増えているが、調べ学習をした児童・生徒の行為についても本条の適用はある
- 授業を担任する教員の指示に基づいて、学校職員や指導助手が複製・公衆送信を行うことも問題ないとされている

(3) 授業について必要な範囲内 ①

- 資料作成段階での複製は、授業の過程における利用目的上「必要と認められる限度」で認められる
- 「授業」は教科の授業に限られるものではなく、教育課程に位置づけられた運動会、文化祭等の学校行事など特別活動についても該当すると考えられている

(3) 授業について必要な範囲内 ②

▶学校行事(初等中等教育)の配信

- ・個人情報・プライバシー保護・セキュリティに関する学校の取り決めに同意して参観が認められた保護者、協力者等に限定して、ライブ配信する行為は、必要と認められる限度内
- ・アーカイブ配信は、①必要と認められる限度において、②権利者の利益を不当に害さないように視聴期間をあらかじめ設定、③著作権と併せて個人情報の保護の観点に関しても保護者らに事前に説明、④視聴期間終了後に、オンデマンド型のコンテンツ(映像等)を即时抹消・破棄

(3) 授業について必要な範囲内 ③ : 授業に該当しない例

- 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等
- 教職員会議・教職員を対象としたセミナーや情報提供
- 高等教育での課外活動(サークル活動等)
- 自主的なボランティア活動(単位認定がされないもの)
- 保護者会
- 学校等の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等
- 「学校だより」の落とし穴

事前質問から

- 生徒が作成する横断幕やポスターにアニメやゲームのキャラクター(著作物)が描かれるとき、違反にならないか。また、描かれた横断幕等がホームページや学校だよりに掲載されてしまうとき、違反にならないのか。
 - ⇒ ① 横断幕を作成する
 - ② 横断幕がホームページに掲載される
 - ③ 横断幕が学校だよりに掲載される

(4) 著作権者の利益を不当に害しないこと

- 「必要と認められる限度」内であっても、「著作権者の利益を不当に害する場合」は35条の対象外
- 「必要と認められる限度」か、「著作権者の利益を不当に害する」か
⇒ 利用された著作物の性質や分量等を総合的に考慮
- 著作権者が市場から得ている(見込まれる)利益を害するか
- **35条ガイドライン(「改正著作権法第35条運用指針」)**に事例の掲載あり
今後の充実が期待される

許諾不要・補償金不要で利用できる事例 ①

教室での授業

- 教科書(採択されている教科書)に掲載の文章全文の板書
- 単行本に掲載されているエッセイの小部分を授業で板書
- 新聞掲載の写真・記事をコピーした授業用の発表資料を作成
 - ⇒・事務補助員に依頼し印刷
 - ・授業参観で生徒と参観した保護者に配布するために印刷
- テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴

教員研修:新聞掲載の写真・記事をコピーした研修資料を指導主事が印刷して、教育センター主催の研修で配布

許諾不要・補償金不要で利用できる事例 ②

リアルタイム遠隔合同授業

- 板書したエッセイの小部分を、小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継(送信)し、大型画面に表示する。
- 教室において配布する資料を授業中に送信
- 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信
- 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらオンライン会議システムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う

補償金の支払いにより権利者の許諾なく 利用できる事例 ①

＜公衆送信（教室内学習）＞

- 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してパワーポイントにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信
- 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロード

オンデマンド型公衆送信（教室外学習）

- 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信
- 事前学習資料として、教科書の文章・絵・写真などをクラウド・サーバにアップロード

補償金の支払いにより権利者の許諾なく 利用できる事例 ②

リアルタイム・スタジオ型公衆送信(教室外学習)

- 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とZOOM、Teams等のシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う
- DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信
- 在宅の生徒に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信

著作権者の権利を不当に害する例 ①

- デジタル教材、ソフトウェア(雑誌・書籍等の付録 CD ROMやDVDを含む)、電子書籍、電子雑誌、電子辞書の利用許諾契約の範囲を超えた利用
- 授業の担当教員等及び履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信する
→ アクセス権限の管理などセキュリティに十分に配慮することが求められる
- 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる
- 組織的に素材としての著作物をサーバーにストック(データベース化

著作権者の権利を不当に害する例 ②

- 教員等や履修者等が通常購入・提供契約締結・貸与により利用する教科書や、1人1人が演習のために直接記入する問題集等の資料に掲載された著作物を、資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信する
例）教員用指導書、参考書、問題集、ドリル、ワークブック、資料集、テストペーパー（過去問題集を含む）、白地図、辞事典、教材として使われる楽譜等
- 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供、またはを一つの出版物から多数を取り出して利用
- 文化祭等の特別活動の実施後に児童生徒や保護者等に記念品等として配布する目的で、著作物が含まれる特別活動の映像、音声等を DVD 等の記録メディアに保存（コピー）

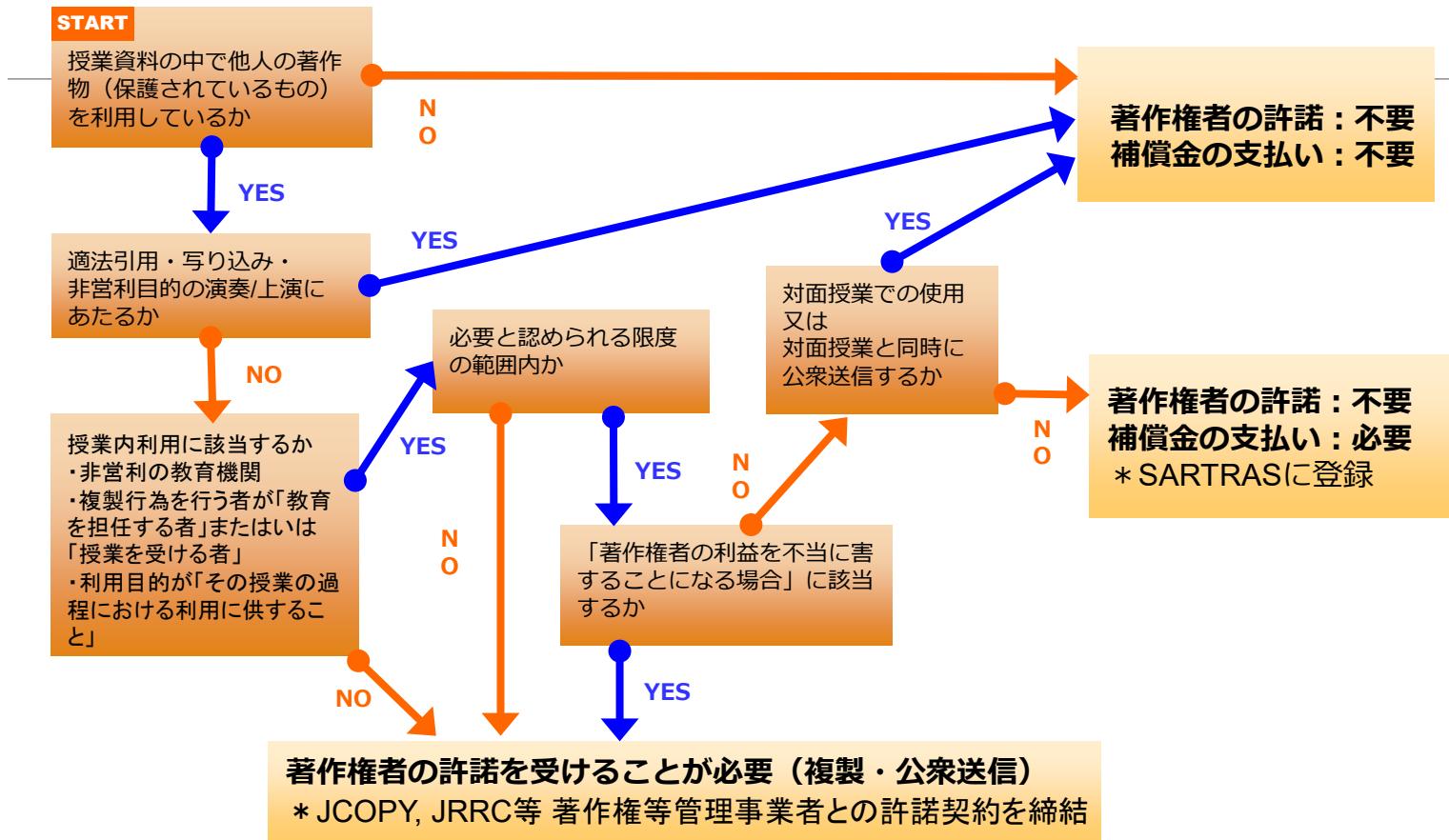
「小部分」の利用について

- 授業資料として利用できる著作物は、原則として著作物の「小部分」
- 小部分の利用が著作者人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合などは全部利用不可
例:俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物、新聞に掲載された記事等の言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む。)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 美術や写真:全体の利用が認められているとしても、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供することは認められないとされている ⇒ 公衆送信にあたり画像のクオリティを調整するなどの工夫が必要
- 絶版など購入することができない出版物に掲載されている著作物
⇒ 電子書籍や電子図書館での取り扱いも考慮して個別判断

試験問題としての複製（36条）

- 対象となる著作物: 公表された著作物
 - 利用目的: 入学試験やその他の学識技能に関する試験または検定の目的で利用される場合に限る
 - 複製の範囲: 試験や検定の問題として必要と認められる限度
 - 公衆送信: 自動公衆送信(インターネットを通じた送信など)も可
 - 営利目的の場合: 通常の使用料に相当する補償金を著作権者に支払う
- *秘密保持が必要な類型のテストに限られた規定

許諾の要否判断チャート

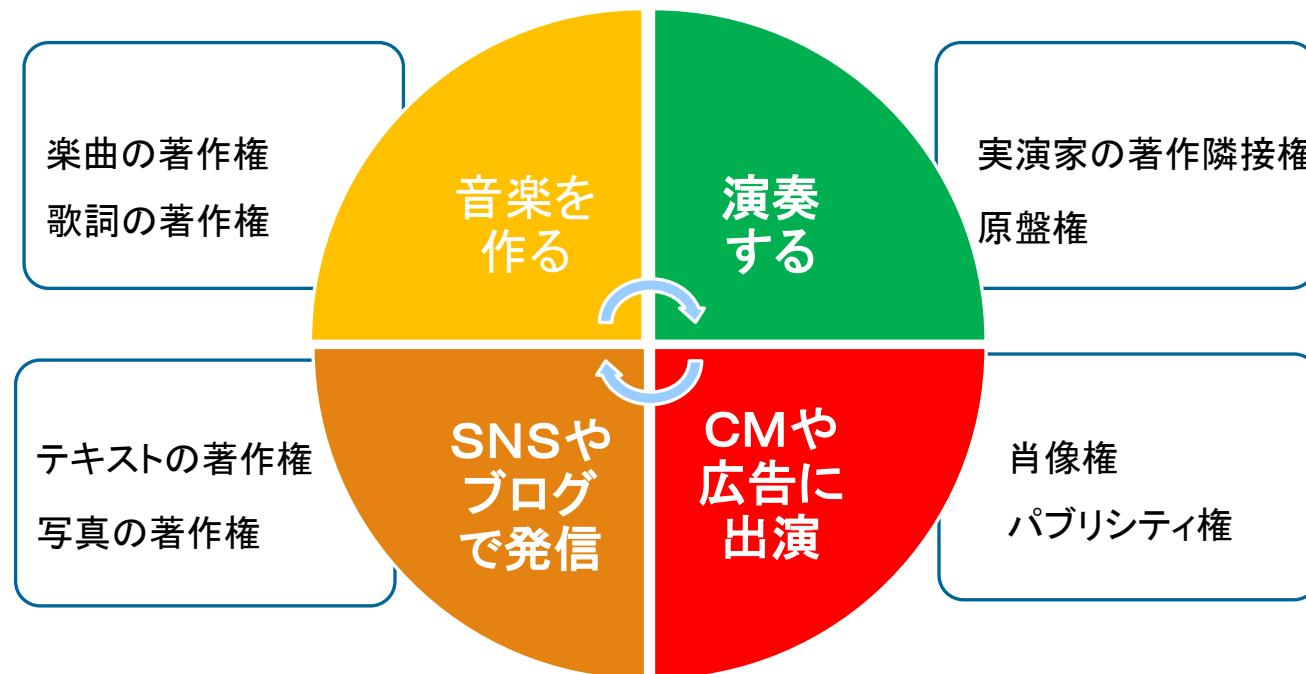


事前質問から

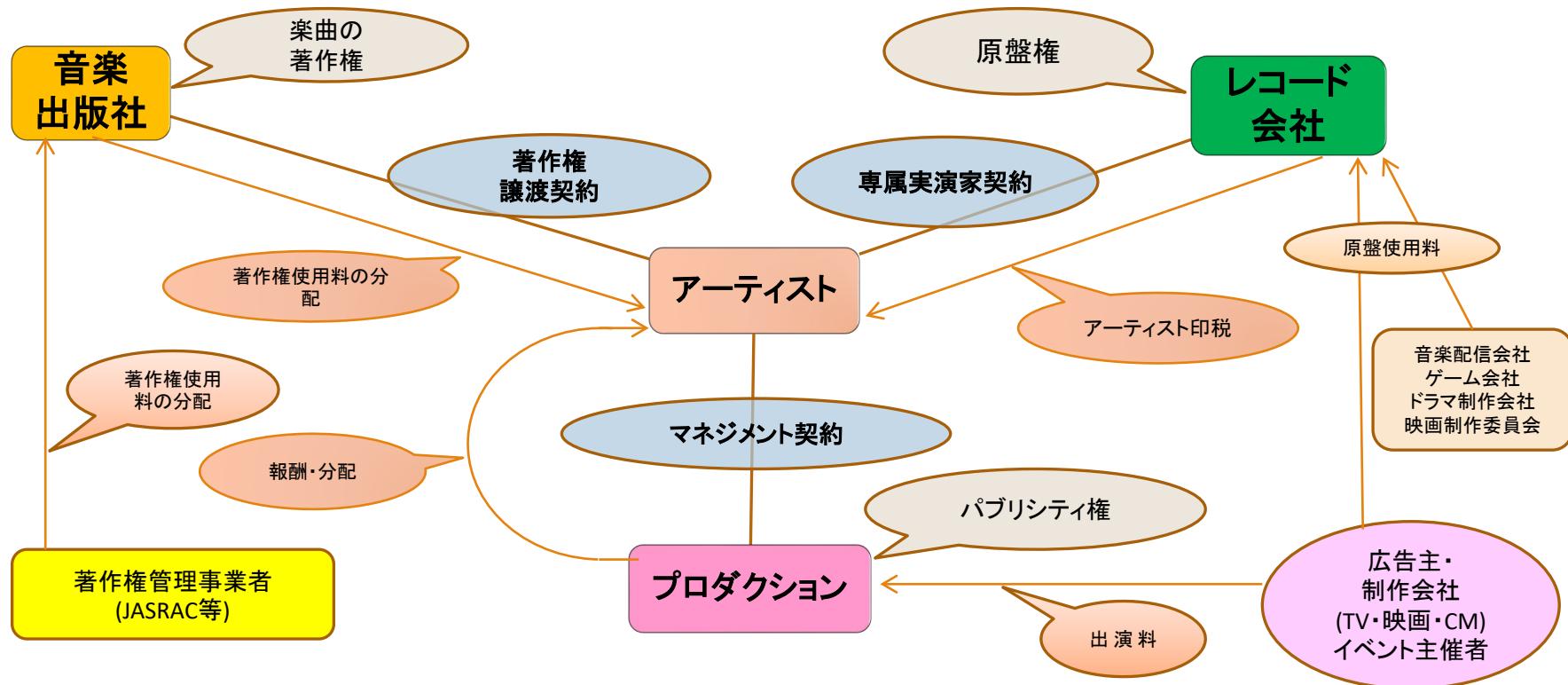
- 学校ではタブレットを使用し、オンライン授業を行う場合があります。
授業をオンラインで配信したり録画したりする際に、教材や教室の掲示物に映り込む他の著作物(例えば、書籍の一部やポスター、音楽、キャラクター)、市販のドリルや問題集、教材の内容など、著作権上の問題が生じる可能性はありますか？
また、市販のドリルや問題集の内容をそのまま使うことについて、どのような著作権の制約があるのかについても教えてください。

音楽に関する権利(概要)

アーティスト(実演家)が持つ権利を整理してみると



音楽に関する権利・契約



非営利の演奏・上演(38条)

- 次の3つの条件をすべて満たした場合
 - ① 入場料など、どんな名目でも来場者から料金をもらっていない
 - ② 演奏者(歌手やバンド)や指揮者などに報酬を払わない
 - ③ 企業が主催するなど、営利を目的としたものではない
- 要件を満たせば、著作権者の許諾なしに上演・演奏・上映・口述可能
- ただし、インターネット上で公開する場合は適用されない
- 多くの人に向けてYouTubeの動画を見せること・聞かせることも「演奏」や「上映」に該当する

学校関連の音楽利用の考え方の枠組み

➤以下のどれかにあたらないか検討

- 営利を目的としない演奏・上映(38条)
- 個人的に楽しむための複製(30条)
- 学校などの授業のための複製・公衆送信(35条)

➤どれにもあたらない場合 ⇒ 原則として権利者から許諾を得ることが必要

➤動画投稿サイトは楽曲の著作権については包括的に権利処理されている場合もある
(JASRAC: Facebook, Instagram, TikTok, YouTube等。X(旧twitter)は2025年5月現在は含
まれていない。)

フリー素材の落とし穴

- フリー素材とは(画像、音楽、動画など)
- 高額請求の事例:
 - ・市立中学校のホームページや「ほけんだより」に掲載したイラストが有料イラストの無断使用だったとして、イラストレーターに約25万円の賠償金を支払い。フリー素材と誤認して使用したことが原因。(大分県)
 - ・小学校で、複数の学年だよりとHPで有料のイラストを無断で使用していたことが発覚し、イラスト作者に総額54万5600円を支払うことで和解。(千葉県)
- 使用条件の確認: 無料で使用できる条件・クレジット表記の有無
- 法的トラブルを避けるための対策

フリー素材の代替案として ：生成AIによるイラスト例



- ◆ Microsoft Copilot使用
- ◆ 指示(プロンプト)は
 - ・学校の事務職員
 - ・親しみやすくシンプルなイラスト

学校HPに関する著作権以外の問題：肖像権

「勝手に撮らないで！」と言える権利

* みだりにその容貌等を撮影されない権利

「勝手に使わないで！」と言える権利

* 自分の肖像を撮影した写真・映像を勝手に利用するなという権利

肖像権: 問題となりにくい事例

① 誰の肖像か特定できない場合

* どのような場合に特定できるのか

② 被写体の同意がある場合

* 同意の範囲(利用方法・利用期間)

③ 受忍限度を超えない場合

* 判断基準

肖像権: 受忍限度の判断基準

撮影対象者

社会的地位

公人・報道対象か
私人か

活動内容・意思

見られること・撮影されることを
想定しているか

撮影行為

場所

オープンな場所・クローズドな場所

態様

集団か特定の個人か・偶然か意図的か

目的・必要性

他の方法によることはできなかつたのか

ご清聴ありがとうございました